

暗号資産交換業に係るマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則の附則第 2 条第 4 項に基づき 2022 年 10 月 1 日から適用されることとなる同規則第 6 条第 2 項(1)②及び同条第 11 項(1)②に掲げる受取人の住所に関する情報（以下「受取人住所地情報」といいます。）並びに同規則第 6 条第 2 項(2)及び同条第 11 項(2)に掲げる情報（以下「その他情報」といいます。）の取得義務に関して、以下のとおり周知いたします。

1 受取人住所地情報

受取人住所地情報は、受取人が所在する国及び地域（州又は都道府県）とします。ただし、会員の判断で、都市名等、地域より詳細な情報を取得することを妨げません。

2 その他情報

(1) 外為法に従い取得が求められる情報

「その他情報」のうち、外為法に従い取得が求められる情報とは、暗号資産交換業者が外為法第 17 条の 4 及び第 17 条に基づく資産凍結措置等に係る確認義務（以下「確認義務」といいます。）の履行のために把握することが求められる暗号資産の移転目的等に関する情報（以下「外為法関連移転目的等情報」といいます。）です。

外為法関連移転目的等情報には、移転目的に関する情報、受取人の所在地に関する国、地域より詳細な情報等が含まれますが、現時点では、取得すべき情報の内容、取得方法等について法令、ガイドライン等の規定はありませんので、当面、移転目的に関する情報について、以下の例をご参考にしつつ、各会員が確認義務の履行のために必要と考える形で定めていただければと存じます。

利用者に①乃至⑤を選択してもらった上で、④又は⑤を選択した場合は括弧内の指示に従い具体的に記入してもらう。

- ① 受取 VASP の提供する交換業に係るサービスの利用
- ② 国内の商品代金
- ③ 相続、生活費の贈与
- ④ 輸入代金・仲介貿易代金の決済（商品の具体的品目、原産地、船積地及び仕向地（仲介貿易の場合のみ。）の各枠に記入）
- ⑤ その他（具体的に移転目的を記入。）

外為法関連移転目的等情報が今後、法令、ガイドライン等において定められる場合、取得することが求められる外為法関連移転目的等情報として、移転目的に関する情報以外に受取人の住所その他受取人の所在地に関するより詳細な情報等が考えられますが、かかる場合には、法令、ガイドライン等の定めに従うものとします。

(2) 移転取引のリスク評価のために必要な情報

「その他情報」のうち、外為法関連移転目的等情報以外のリスク評価のために必要な情報については、各会員がリスクベースで取得すべき情報の内容、取得方法等について基準を設けていただければと存じます。